

< 入札公告 注意事項 >

電子入札システム（以下「システム」という。）が機器更新のため、平成28年12月28日（水）午後6時から平成29年1月19日（木）午前9時まで、稼働停止となり利用できなくなります。

このため、入札参加希望者からの提出資料並びに発注者からの回答等を確認する時間を確保するため、以下の期間をシステム使用中止期間とし、システムにより手続きを行う入札参加希望者においては、システム使用中止期間に該当する手続きについて下記の取扱いとします。

システム使用中止期間 : 平成28年12月27日（火）午後6時
～平成29年1月19日（木）午前9時

1) 入札公告1.（8）について

発注者の承諾を得て紙入札方式に代えたもの以外で、以下の対応を行う場合は、紙による提出に関して発注者の承諾を必要としない。

2) 入札公告4.（2）について

交付期間のうち、平成28年12月28日（水）午後6時から平成29年1月19日（木）午前9時までの間はシステムによる入手ができない入札参加希望者と同様の扱いとする。

3) 入札公告4.（3）について

提出期間のうち、システム使用中止期間中は紙入札方式による場合と同様の扱いとする。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月27日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局

福井河川国道事務所長

中村 圭吾



1. 工事の概要等

- (1) 工事名 国道8号他敦賀地区道路維持工事（電子入札対象案件）
(2) 工事場所 福井県敦賀市開町3（敦賀国道維持出張所管内）
(3) 工事概要 道路維持工事

巡視・巡回工	1式
巡回整備工	1式
道路土工	1式
舗装工	1式
区画線工	1式
道路構造物補修工	1式
排水構造物工	1式
縁石工	1式
防護柵工	1式
標識工	1式
道路附属施設工	1式
法面工	1式
現場塗装工	1式
道路清掃工	1式
除草工	1式
構造物撤去工	1式
仮設工	1式

- (4) 工期 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 本工事の予定価格が1千万円以上の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事とする。
また、本工事の予定価格が1千万円未満の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事とする。
- (6) 本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいも

のは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(9) 総価契約単価合意方式の適用

- 1) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
- 2) 本方式の実施方式としては、
 - イ) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。口において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
 - ロ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、1)の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
- 3) 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- 4) その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(10) 本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

(11) 本工事は、地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）での競争参加可能な工事である。

(12) 本工事は、平成29年4月1日から履行を開始するものとする。

本工事は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成29年4月3日とする。

なお、本工事は平成29年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした入札であり、当該工事にかかる平成29年度の予算が成立し、支出負担行為計画示達日が4月4日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(13) 予算成立の事情により、本工事の入札日を変更する場合や、取りやめる場合がある。

2. 競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において希望工事種別を「維持修繕工事」として申請していること。

また、平成29年4月1日時点において、近畿地方整備局における平成29・30年度

一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、地域JVで競争に参加しようとする者は、国道8号他敦賀地区道路維持工事に係る「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月27日付け近畿地方整備局長）に示す地域JVとしての資格の認定を、開札の時までに受けていること。

ただし、本工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）又は地域JVのいずれかの形態をもって同時に入札参加することは認めない。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が福井県敦賀市、小浜市、三方郡美浜町、三方上中郡若狭町、大飯郡おおい町、大飯郡高浜町のいずれかにあること。

また、上記の許可にかかる経営事項審査を受けていること。

なお、経常JVについては、経常JVの所在地が上記の市町のいずれかにあること。

また、地域JVにおいては、すべての構成員について発注工事に対応する建設業法の許可を受けている本店、支店又は営業所が福井県敦賀市、小浜市、三方郡美浜町、三方上中郡若狭町、大飯郡おおい町、大飯郡高浜町のいずれかにあること。また、上記の許可にかかる経営事項審査を受けていること。

(5) 平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記1) から3) までの要件をすべて満たす工事又は4) の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、地域JV以外の場合には出資比率が20%以上のもの、地域JVの場合には出資比率10%以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

1) 供用中の道路（道路法に基づく道路）における巡回整備（巡回パトロール及び応急復旧作業を含む工事（又は作業））。

2) 供用中の道路（道路法に基づく道路）における下記のa) 及びb) の要件を満たす工事（又は作業）。

a) アスファルト舗装の維持・補修を含む工事（又は作業）。

b) 構造物（道路構造物等）補修を含む工事（又は作業）。

なお、上記a) 及びb) は同一工事（又は作業）であること。

3) 上記1) 及び2) は同一工事（又は作業）の実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。なお、発注機関は国、地方公共団体（地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、地方道路公社（「地方道路公社法（昭和45年5月20日法律第82号）」に基づき設立された法人）、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社であること（各高速道路株式会社の前身である公団も含む。）。

4) 福井河川国道事務所発注の道路除雪作業（工事）。

なお、経常JVにあつては、構成員のうちの1社が平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記5) ～7) の要件をすべて満たす工事又は8) の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、地域JV以外の場合には出資比率が20%以上の場合のもの、地域JVの場合には出資比率10%以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

- 5) 供用中の道路（道路法に基づく道路）における巡回整備（巡回パトロール及び応急復旧作業を含む工事（又は作業））。
- 6) 供用中の道路（道路法に基づく道路）における下記のa)及びb)の要件を満たす工事（又は作業）。
 - a) アスファルト舗装の維持・補修を含む工事（又は作業）。
 - b) 構造物（道路構造物等）補修を含む工事（又は作業）。
 なお、上記a)及びb)は同一工事（又は作業）であること。
- 7) 上記5)及び6)は同一工事（又は作業）の実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。なお、国、地方公共団体（地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、地方道路公社（「地方道路公社法（昭和45年5月20日法律第82号）」に基づき設立された法人）、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社であること（各高速道路株式会社の前身である公団も含む。）。
- 8) 福井河川国道事務所発注の道路除雪作業（工事）。

なお、地域JVにあっては、構成員のうちの1社が平成13年度以降に元請として完成し、引き渡し完了した同種工事の実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事（旧地方建設局発注の工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）以外の工事にあつては、工事成績評定が65点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあつては工事成績評定が70点未満でないことで実績とする。

- (6) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。ただし、請負金額が3,500万円以上の場合には専任で配置できること。

- 1) 1級土木施工管理技士（監理技術者を配置できる場合）、2級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）（主任技術者を配置できる場合）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - 2) 平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記（5）1)から3)までの要件をすべて満たす工事又は4)の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。
同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。また作業の場合は平成14年度以降に完成した作業）である場合は、工事成績評定が65点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあつても同様に工事成績評定が65点未満でないことで経験とする。
 - 3) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 4) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（下記4（3）で示す申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- なお、経常JVにあっては、構成員のうちの1社が上記1)から4)までの基準

をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に配置（ただし、請負金額が3,500万円以上の場合には専任で配置）できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事に配置（ただし、請負金額が3,500万円以上の場合には専任で配置）できること。また、地域JVにあっては、構成員のうちの1社が上記1）から4）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事に配置できること。なお、制度運用については次のとおりとする。

(a) 甲型の地域JVの場合

- 一 下請契約の額が4,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置すること。なお、請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 下請契約の額が4,000万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者（その他の構成員は主任技術者）を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない。
- 三 上記第一号又は第二号の場合において、請負金額が3,500万円以上であっても、次に掲げる構成員（代表者でなくても可とする）が監理技術者（監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者）を専任させる場合は、その他の構成員が設置する配置予定技術者は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、近畿地方整備局における平成27・28年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した近畿地方整備局における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格の工事種別（以下「工事種別」という。）において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者

(b) 乙型の地域JVの場合

- 一 分担工事に係る下請契約の額が4,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置すること。なお、分担工事に係る請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 分担工事に係る下請契約の額が4,000万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者は専任でなければならない。

(c) 配置予定技術者の専任期間

地域JVが、配置予定技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、甲型及び乙型共に要しない。ただし、発注者と地域JVの間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ

記録等の書面により明確となっていることが必要である。

申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とするができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

- (7) 本工事に経常JV又は地域JVとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない（事業協同組合についても、同様とする。）。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年 3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 平成26年度及び平成27年度において、各年度の工事成績評定の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。
なお地域JVにおいては、入札説明書7（6）1）により様式2に記載したものを対象として、平成26年度及び平成27年度の工事成績評定の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。
- (11) 入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（CD-R等）を下記4（2）1）に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札に関する事項

1) 技術評価項目

ア) 施工能力等 40点

「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」について評価する。

イ) 施工体制 30点

予定価格が1千万円以上の場合は、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について評価する。

2) 落札者の決定方法

入札参加者は、次のア) からウ) までのすべての要件に該当する者のうち、下記（2）「総合評価の方法」によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ) 上記1) の内容が適正であること。

ウ) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100点を与える。

2) 加算点及び施工体制評価点

予定価格が1千万円以上の場合は、上記（1）1) の技術評価項目について、

加算点及び施工体制評価点を与える。

予定価格が1千万円未満の場合は、上記(1)1)の技術評価項目について、加算点を与える。

3) 評価方法

予定価格が1千万円以上の場合は、価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

予定価格が1千万円未満の場合は、価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) 上記(1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 技術評価項目における記載内容の履行に関する事項

受注者の責めにより提案された技術評価項目が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 入札手続等

(1) 担当部局 〒918-8015 福井県福井市花堂南 2丁目14-7

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話 0776-35-2664

(2) 入札説明書及び図書等の交付期間及び交付場所

入札説明書及び図書等を電子入札システムにより交付する。

(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)

交付期間は、平成28年12月27日(火)から平成29年1月18日(水)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体(CD-R等)を下記1)に持参することにより、電子データにて交付するので、下記1)にあらかじめ申し出ること。

1) 申込先及び交付場所:

〒918-8015 福井県福井市花堂南 2丁目14-7

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話 0776-35-2664

2) 交付申込期限:平成29年1月18日(水)正午まで

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

1) 提出期間:平成28年12月28日(水)から平成29年1月19日(木)までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

2) 提出先(紙入札方式の場合のみ)

:福井県福井市花堂南 2丁目14-7

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話 0776-35-2664

3) 提出方法:電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面により持参すること。

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面により持参すること(郵送による提出は認めない。)

- 1) 電子入札システムによる締切は、平成29年2月24日（金）正午まで。
- 2) 書面により持参の場合は、平成29年2月24日（金）正午までに近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約第一係に提出すること。
- 3) 開札は、平成29年2月28日（火）午後 2時30分 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 入札室にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福井代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿地方整備局福井河川国道事務所）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 近畿地方整備局福井河川国道事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定技術者の確認
落札決定後、工事实績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任の事実が確認できない場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に工事コスト調査を実施する。工事コスト調査に係る資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績評定を10点減点し、さらに工事实績として認めない。
また、下請業者にしわ寄せが判明した場合や記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて工事成績評定を8点から3点の範囲で減ずる。
なお、調査結果については発注者において公表するものとする。
- (8) 調査基準価格を下回った価格で契約する場合には、国土交通省近畿地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く）における平成26年度及び平成27年度の工事成績評定の当該工種の平均点が70点未満の場合、当該工事の契約締結日から受注者が提出する完成通知書に記載の完成日（道路維持作業等の契約においては契約期間終了日）又は契約締結後1年を経過する日まで、近畿地方整備局が発注

する新たな工事（当該工種に限る（少額工事も含む。））への参入を認めない。
なお、平成26年度及び平成27年度で工事实績がない場合は、70点未満と見なし同等に扱うものとする。

- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (12) 本工事の予定価格が1千万円以上の場合は、入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口
上記4（1）に同じ。
- (14) 一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の申請をしていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の申請をしていない者も、上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、平成29年1月31日までに定期受付の申請をし、かつ、開札の時までに競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 詳細は入札説明書による。

以 上

競争参加者の資格に関する公示

国道8号他敦賀地区道路維持工事に係る地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）としての競争参加者の資格（以下「地域JVとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

近畿地方整備局長
池田 豊人

- 1 工事名 国道8号他敦賀地区道路維持工事
- 2 工事場所 福井県敦賀市開町3（敦賀国道維持出張所管内）
- 3 工事内容 道路維持工事
巡視・巡回工 1式
巡回整備工 1式
道路土工 1式
舗装工 1式
区画線工 1式
道路構造物補修工 1式
排水構造物工 1式
縁石工 1式
防護柵工 1式
標識工 1式
道路附属施設工 1式
法面工 1式
現場塗装工 1式
道路清掃工 1式
除草工 1式
構造物撤去工 1式
仮設工 1式

4 工期 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

5 申請の時期

平成28年12月27日から平成29年1月19日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く）。

なお、平成29年1月20日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（別添1）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年12月27日付け分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福井河川国道事務所長）（以下、「入札公告」という。）4（2）を参照すること。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者は、申請書に「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添2）」又は「地域維持

型建設共同企業体協定書（乙）（別添3）」（下記7（5）の条件を満たすものに限る。）及び下記7（2）②の条件を満たすことを確認できる資料の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムによる申請は認めない。提出場所は次のとおりとする。

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 総務部契約課 調査係 電話 06-6942-1141

- ② 下記7（2）①及び③の条件を満たすことを確認できる資料については、入札公告2（5）及び（6）と同一であるので提出する必要はない。

なお、地域JVとして資格があると認定されている場合であっても、入札公告2（5）または（6）の条件を満たさないことにより、競争参加資格がないと認められた場合は、下記7（2）①または③の条件を満たさないものとし、地域JVとしての資格がないと認定する。

- （3） 申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 地域JVとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月3日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む地域JV及び次に掲げる条件を満たさない地域JVについては、地域JVとしての資格がないと認定する。それ以外の地域JVについては、平成28年10月3日付け公示6（建設工事）の（1）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び（2）に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認したうえで地域JVとしての資格があると認定する。

（1） 地域JVの構成

地域JVの構成は、次の条件を満たす者2社から5社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含む組合せとし、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含むとの規定は適用しないものとする。なお、個人及び経常建設共同企業体の構成員である一の企業、協業組合及び企業組合については構成員として認めるが、事業協同組合については構成員としては認められない。

また、甲型の地域JV（地域維持型建設共同企業体協定書（甲）を使用する地域JVをいう。以下同じ。）及び乙型の地域JV（地域維持型建設共同企業体協定書（乙）を使用する地域JVをいう。以下同じ。）を混在させた組合せは認めない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において希望工事種別を「維持修繕工事」として申請をしていること。
なお、平成29年4月1日時点において、近畿地方整備局における平成29・30年度維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 一の企業が近畿地方整備局管内において結成する地域JVは1つの組み合わせによるものとし、その構成員の組み合わせと異なる組み合わせによる地域JVとしての競争参加資格の認定を、近畿地方整備局長から受けていないこと。

（2） 構成員の技術的要件等

地域JVの構成員は、次の条件を満たすものとする。

- ① 構成員のいずれかが、平成13年度以降に元請として完成し、引渡し完了した下記1)

から3)までの要件をすべて満たす工事又は4)の施工実績を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。なお、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

1) 供用中の道路(道路法に基づく道路)における巡回整備(巡回パトロール及び応急復旧作業を含む工事(又は作業))。

2) 供用中の道路(道路法に基づく道路)における下記のa)及びb)の要件を満たす工事(又は作業)。

a) アスファルト舗装の維持・補修を含む工事(又は作業)。

b) 構造物(道路構造物等)補修を含む工事(又は作業)。

なお、上記a)及びb)は同一工事(又は作業)であること。

3) 上記1)及び2)は同一工事(又は作業)の実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。なお、発注機関は国、地方公共団体(地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体)、地方道路公社(「地方道路公社法(昭和45年5月20日法律第82号)」に基づき設立された法人)、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社であること(各高速道路株式会社の前身である公団も含む)。

4) 福井河川国道事務所発注の道路除雪作業(工事)。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事の場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

② すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置(請負代金額が3,500万円以上の場合は専任で配置)することができること。ただし、次に掲げる構成員が当該許可業種に係る監理技術者(監理技術者の配置を要しない場合は主任技術者)を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。

一 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、近畿地方整備局における平成27・28年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

二 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可(構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可)を有し、発注工事に対応した近畿地方整備局における平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格の工事種別(以下「工事種別」という。)において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者(等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。)のうちいずれかの者

④ すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店、支店又は営業所が福井県敦賀市、小浜市、三方郡美浜町、三方上中郡若狭町、大飯郡おおい町、大飯郡高浜町のいずれかにあること。

(3) 出資比率要件

甲型の地域JVの場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

また、乙型の地域JVについて分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

(4) 代表者要件

地域JVの代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。なお、発注工事に対応する工事種別の等級が異なる者による組合せの場合には、代表

者は、土木工事業の許可を有し、かつ当該工事種別の上位等級の者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）の中から決定された者とする。ただし、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者とする要件は、適用しない。

(5) 地域JVの協定

地域JVの協定書は、「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添2）」又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添3）」とする。

8 一般競争（指名競争）参加資格の定期受付を申請していない者を構成員に含む地域JVの取扱い

上記7（1）②の定期受付の申請をしていない者を構成員に含む地域JVも上記5及び6により申請をすることができる。この場合において、地域JVとしての資格が認定されるためには、上記7（1）②の定期受付の申請をしていない構成員が上記7（1）②の定期受付の申請をしていることが必要である。また、この場合において、上記7（1）②の定期受付の申請をしていない構成員が、平成29年1月31日までに上記7（1）②の定期受付の申請をしていないときは、地域JVとしての資格がないと認定する。

9 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

地域JVとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 地域JVの名称は、「国道8号他敦賀地区道路維持工事△△・××・□□・●●・■ ■ 地域維持型建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事にかかる競争に地域JVとして参加するためには、開札の時に、地域JVとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。